

## 第9章 相談活動

### 第1節 相談活動の充実と連携

#### 1 相談活動の充実

【県民安全課】

育児やしつけ、非行などの青少年に関する様々な問題について相談に応じ、親や青少年などの問題解決と自立を支援するため、学校、教育研究所、児童相談所、少年サポートセンターなどの機関において相談活動が実施されている。

今後、ますます多様化、複雑化していくことが予想される子育てに関する相談や青少年の悩み相談に対応するには、相談者が気軽に利用できる身近な相談窓口を充実させるとともに、各相談機関相互の連携強化を図り、それぞれの専門性を活かした適切な相談が受けられる体制を整備する必要がある。

##### (1) 教育研究所

【教育研究所】

教育相談部では幼児・児童生徒の教育上の問題について、来所相談や電話相談、メール相談を行い、家庭・学校・関係機関との連携を密にしながら、問題解決のための指導援助を行っている。教職員に対しても、教育相談についての支援の他に、教職員自身が抱えている悩みの相談も行っている。また、県内の他の相談機関と連携を図りながら教育相談業務を行っている。

業務内容は多岐にわたるが、主な業務内容には、次のようなものがある。

- ① 教育相談活動（来所、電話、メール）
- ② 県内適応指導教室のネットワークづくり
- ③ 「学級づくり」と「教育相談活動への支援」を核とした研修活動
  - ・学校のニーズに応じた訪問研修
  - ・実践力の向上を目指す実践型集合研修
  - ・基礎力を培う通信型研修
- ④ 学級集団と学力の関係についての調査研究及び望ましい学級集団の育成に有効な指導プログラムの作成に関する実践研究
- ⑤ 家庭教育相談・応援サイトの運営
- ⑥ 教育相談に関する資料の収集

この他に、県教委義務教育課との連携のもと、いじめ問題に悩む子どもや保護者の相談に、夜間・休日を含め24時間対応するため電話相談員を置き、相談体制の充実を図っている。

##### (2) 児童相談所

【子ども家庭課】

児童相談所は、児童に関する様々な問題について市町に対する後方支援や、より困難な事例に対する専門的な支援を行う機関として、県下では、総合福祉相談所および敦賀児童相談所の2か所が設置されている。児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、保育士等の専門職員が置かれ、相談、調査、診断、判定、児童福祉施設等への措置、一時保護等の業務を行っている。

相談内容を大別すると、

- ① 児童の保護・養育問題、児童虐待問題についての養護相談
- ② 窃盗、傷害等の触法行為および家出、乱暴等の問題行為についての非行関係相談

- ③ しつけ、適性、不登校等についての育成相談
- ④ 知的障害、肢体不自由等についての心身障害相談

に分けられる。

- (3) 健康福祉センター・各市福祉事務所 【子ども家庭課】  
 地域住民に密接に結びついた県下の各健康福祉センター（担当：町部）および各市福祉事務所には家庭相談員が配置され、家庭児童に対する適切な相談指導を行っている。

- (4) 福井少年サポートセンター 【県警少年女性安全課】  
 県警では、昭和 60 年から本部に「ヤングテレホン（直通相談電話）」を設け、少年の非行防止と健全育成にかかる相談に応じていたが、全国的に少年非行が増加・悪質化し、また、被害に遭う少年が増加したことなどを受け、これらに的確に対処するために平成 11 年 3 月に「福井少年サポートセンター」を発足させた。平成 28 年度には、福井県警察本部庁舎から葵分庁舎へ移設し、相談しやすい環境を整備している。

同センターでは、少年警察補導員や少年相談専門員といった専門の職員が少年の健全育成のための専門的・継続的支援活動を行うほか、必要に応じて民間嘱託の専門家（精神科医、臨床心理士等）であるサポートアドバイザーと連携したカウンセリングや大学生ボランティア等の協力を得てアニマルセラピーなどの体験活動を活用した立ち直り支援活動を積極的に推進している。

- (5)  【総合福祉相談所】

ア 概要

精神保健福祉センターは、“精神保健及び精神障害者福祉に関する法律”に基づき、精神保健の向上および精神障害者の福祉の増進を図るため、都道府県および政令指定都市に設置が義務づけられている機関である。本県では、昭和 47 年に設置され、業務としては精神保健および精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、ならびに相談および指導のうち複雑・困難なものを行う施設である。

平成 16 年 3 月に県民からの応募の中から決められた「ホッとサポートふくい」という名称を使用し業務を行っている。

平成 26 年 4 月からは、身体・知的・精神の 3 つの障害の相談等に一元的な対応等を図るため、福井織協ビルから総合福祉相談所内に移転・統合し、併せてひきこもりの総合的な窓口として「福井県ひきこもり地域支援センター」を併設している。

ホッとサポートの業務は、総合福祉相談所の障害者支援課精神グループが担当し、臨床心理士、保健師、精神保健福祉士、事務各 1 名を配置している。

業務内容は多岐にわたるが、次の 10 に大別される。

- ① 企画立案（専門的立場から精神保健福祉主管部局および関係諸機関に提案や意見具申を行う。）
- ② 技術指導および技術援助（専門的立場から、保健所、市町および関係諸機関に対して技術面の支援を行う。）
- ③ 教育研修（精神保健福祉業務に従事する職員等に専門的研修等の教育研修を行う。）
- ④ 普及啓発（一般住民に対して、精神保健福祉や精神障害についての知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行う。健康福祉センター、市町が行う普及啓発活

動に対して協力等を行う。)

- ⑤ 調査研究（精神保健福祉に関する調査研究、関係諸機関等への統計・資料の提供を行う。）
- ⑥ 精神保健福祉相談（精神保健および精神障害者福祉に関する相談および指導のうち、複雑・困難なものを行う。心の健康相談から思春期等の特定相談を含め精神保健福祉全般の相談。）
- ⑦ 組織育成（家族会、患者会、遺族の会、社会復帰事業団体などの組織の育成等に努める。）
- ⑧ 審査事務（自立支援医療費（精神病院）や精神障害者保健福祉手帳の判定、人権に配慮した入院治療を確保するため精神医療審査会を開催する。）
- ⑨ こころのケアの推進（ひきこもりグループ療法や親グループカウンセリングなど県民の心の健康づくりの促進。）
- ⑩ 自殺対策（ストレスチェックや依存症セミナー、相談機関職員等の研修会、自殺対策予防週間や自殺対策強化月間に啓発事業を行う。）

#### イ 青少年に対する相談業務

精神保健福祉士、保健師、臨床心理士および非常勤の相談員が相談に応じており継続的なカウンセリングも行っている。また、必要と認められる場合、精神科医につないで相談を行っている。

また、近年増加が指摘されている“ひきこもり”についても、平成 26 年度から開設されたひきこもり地域支援センターにおいて、個別相談や、家庭訪問などのアウトリーチ相談を行っている。また、家庭と実社会との中間的な居場所である「フリースペース」や、ひきこもりの家族を対象とした「つなごう親の会」といった、グループ療法なども実施している。

#### (6) 福井県若者就職支援センター（ふくいジョブカフェ） 【労働政策課】

概ね 39 歳以下の若者を対象に、専門のキャリアアドバイザーが仕事に関する様々な相談に応じ、悩みや問題の解消に向けたサポートを行っている。

[所在地等]

- ・ふくいジョブカフェ 福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所ビル 1 階  
TEL 0776-32-4510
- ・ミニジョブカフェ敦賀 敦賀市三島町 2-1-6 敦賀市男女共同参画センター 3 階  
TEL 0770-23-5416
- ・ミニジョブカフェ小浜 小浜市大手町 4-1 小浜市働く婦人の家 1 階  
TEL 0770-52-3542

#### (7) ふくい若者サポートステーション（サポステふくい） 【労働政策課】

##### ア 概要

若年無業者等（職に就かず、通学も家事もしていない、概ね 15 歳から 39 歳の若者）の職業的自立のための相談窓口として、「地域若者サポートステーション」が平成 18 年度より全国に設置されている。

本県では、県社会福祉センター（所在地：福井市光陽 2 丁目 3-22）に「ふくい若者サポートステーション（サポステふくい）」を平成 18 年 8 月に開設し、概ね 15 歳から 39 歳

までの若者を対象に、職業的自立に向けた以下の支援事業を行っている。

- ① 相談・カウンセリング
- ② 自立支援プログラムの実施
- ③ ジョブトレーニングの実施
- ④ 企業とのマッチング・コーディネートの実施
- ⑤ 学校と協力して若者の無業化防止に向けた支援を実施
- ⑥ 他の支援機関との連携・協力支援
- ⑦ 保護者向けセミナーの実施

#### イ 青少年に対する相談業務

職業的自立についての悩みや問題を持った青少年やその保護者等に対して、キャリアカウンセラーや臨床心理士が相談に応じ、以下のような内容について継続的な相談・カウンセリングを行っている。

- ① 自身や対人関係に対する不安の解消、自信の回復
- ② 自立意識、勤労意識の形成
- ③ 社会人としての基本的能力の習得
- ④ 職業適性の理解、職業選択
- ⑤ 親子関係の構築、子供との接し方

また、必要に応じて他の相談機関との連携・協力を行い、相談者一人ひとりに対するきめ細かい包括的な支援を行っている。

## 2 相談活動の連携

【県民安全課】

身近な相談窓口と専門の相談機関とが連携しスムーズな対応を図るため、また、児童相談所、青少年愛護センター、教育研究所、県健康福祉センター、市福祉事務所、少年サポートセンターなどの関係各機関が情報を共有し、それぞれの専門性を活かした適切な対応を行うため、青少年に関する相談機関相互の連携強化を図る。